

# 菊陽町下水道事業経営戦略

令和8年度～令和17年度

菊陽町 都市整備部 下水道課

## 目 次

第1章 経営戦略の策定について	1
1. 経営戦略策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
第2章 下水道事業の現状と課題	2
1. 下水道の基本的な役割	2
2. 下水道事業の種類	3
3. 下水道の普及状況	5
4. 下水道施設の状況	6
5. 経営の状況	8
6. 下水道事業の課題	21
第3章 経営の基本方針	22
第4章 効率化・経営健全化への取組	24
1. 組織及び人材に関する事項	24
2. 広域化・共同化に関する事項	24
3. 投資の平準化に関する事項	24
4. 民間活力の活用に関する事項	25
5. 使用料に関する事項	25
第5章 投資・財政計画	26
1. 投資について	26
2. 財源について	29
3. 投資・財政計画(収支計画)一覧表	33
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	37
むすび	39
参考資料(用語集)	40

# 第1章 経営戦略の策定について

## 1. 経営戦略策定の趣旨

下水道施設は、自然環境を保全し安全で快適な住環境を形成する上で不可欠な都市基盤施設であり、本町においても昭和58年(1983年)から下水道施設の整備に着手しています。

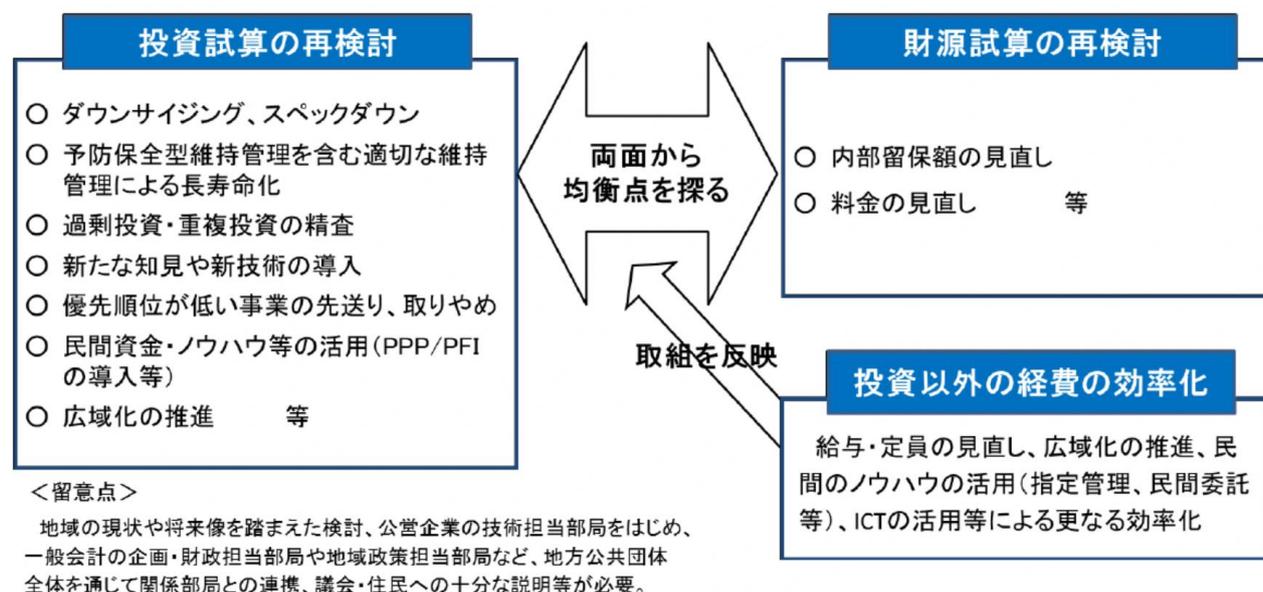
現在では、熊本北部流域関連公共下水道(熊本北部処理区)と農業集落排水事業(白水地区)の2つの事業を行っており、公衆衛生の確保と生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全及び循環型社会・低炭素社会への貢献など、都市の健全な発展に取り組んできています。

しかしながら、本町の下水道事業はこれまでの「整備を促進する時代」から、「今ある施設を適切に管理・運営する時代」へと大きく移り変わっています。一部の施設では敷設から40年以上が経過し、老朽化への対応が喫緊の課題となる中、昨今のエネルギー価格や物価の高騰、さらには将来的な労働力不足など、事業を取り巻く環境は不透明さを増しています。

この経営戦略は、こうした経営環境の変化に機動的に対応し、本町独自の強固な経営基盤を活かしつつ、住民生活に重要な下水道サービスを将来にわたって持続的・安定的に提供していくための指針として策定するものです。

## 2. 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。



(出典：経営戦略策定・改定マニュアル 令和4年1月改定)

## 第2章 下水道事業の現状と課題

### 1. 下水道の基本的な役割

下水道は、汚水処理による公衆衛生の確保と生活環境の改善や降雨時における市街地の浸水被害の防除、公共用水域の水質保全、循環型社会・低炭素社会への貢献など多面的な機能を有しており、下水道法第1条に定められている都市の健全な発展や公衆衛生の向上に寄与する住民生活には欠かすことのできない都市基盤です。

#### (1) 公衆衛生の確保と生活環境の改善

皆様の日常生活や事業活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除・処理することで、公衆衛生の向上や感染症の予防、悪臭の防止、都市環境の改善などに大きく貢献しています。トイレの水洗化を通じて生活が便利で快適になりました。下水道は多くの人にとって必要不可欠な社会基盤となっており、災害時のトイレ確保にも重要な役割を果たしています。

#### (2) 浸水の防除

浸水被害の防除は、住民の安全や都市の機能維持に欠かせません。河川の堤防強化などの対策だけでなく、下水道による内水氾濫対策も重要です。集中豪雨などの影響で地下街や家が大きな被害を受けることが増え、効果的な下水道整備が求められています。費用や時間もかかるため、施設の能力を最大限活用した設計や、ハザードマップなど情報を使った自助・共助も大切です。

#### (3) 公共用水域の水質保全

河川などの公共用水域の水質を守るため、環境基本法や下水道法に基づく基準が定められ、下水道整備が進められています。今後も広域的な連携を通じて水質保全に取り組みます。

#### (4) 循環型社会・低炭素社会への貢献

地球温暖化による異常気象で、水害や渇水などの問題が増えています。下水道事業は多くのエネルギーを使っているため、処理水や雨水、バイオマスなどの資源を再利用・活用し、循環型社会や低炭素社会の実現に役立てていくことが大切です。

## 2. 下水道事業の種類

本町は、公共下水道事業、農業集落排水事業の2つの事業に取り組んでいます。

### (1) 公共下水道事業(流域関連公共下水道事業)

公共下水道は国土交通省所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

本町では、白川左岸上流域の一部(農業集落排水)を除き公共下水道として整備しており、下水道計画区域は、汚水の計画区域を1,112ha(図2-1)、雨水の計画区域を589ha(図2-2)と設定しています。

熊本市の北東部、合志市とともに熊本北部流域下水道事業の関連公共下水道として位置づけられ、汚水については、熊本県が管理運営する熊本北部浄化センターにおいて処理が行われています。

### (2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は農林水産省所管の事業で、公共下水道区域外の農村部におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するものです。

本町では、戸次・馬場楠・曲手を対象区域とし、白水浄化センターにおいて処理を行っています。

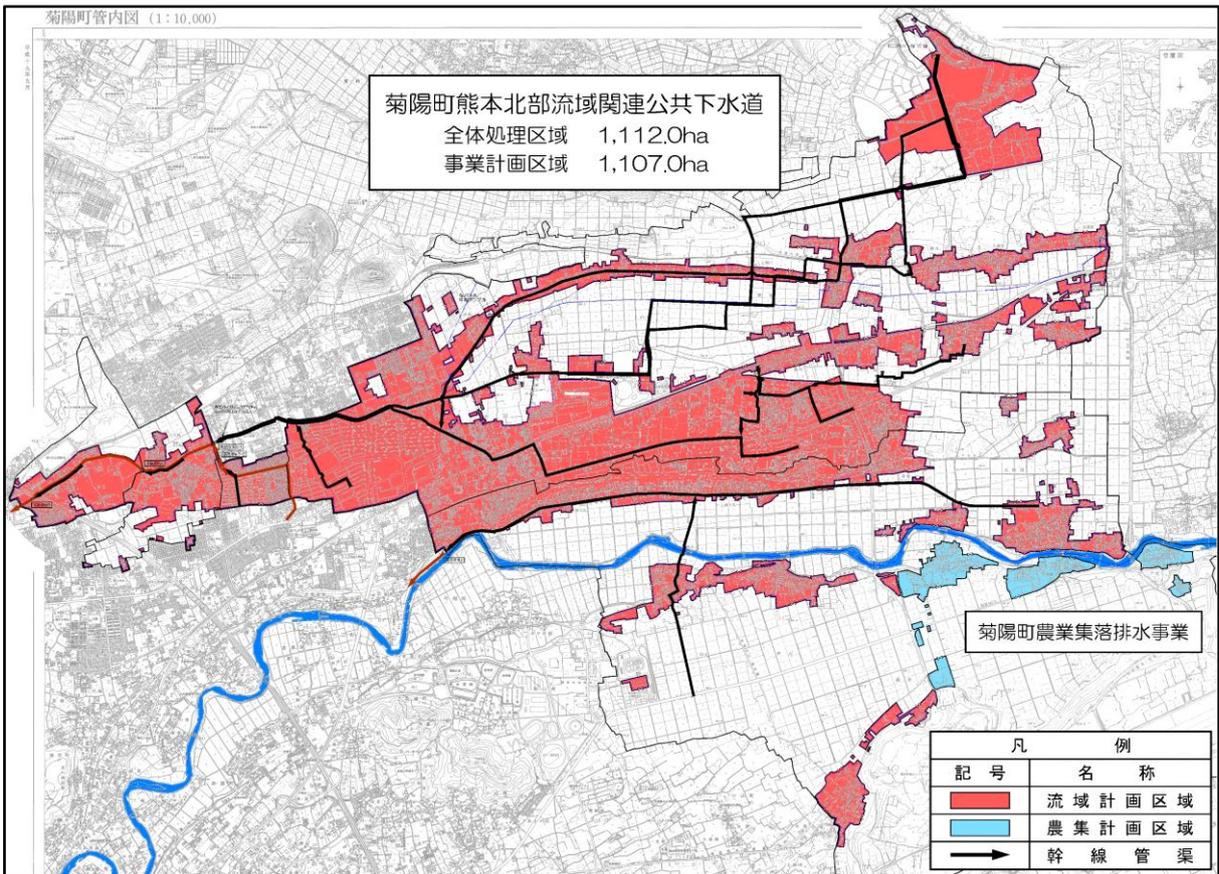


図 2-1 計画区域図(汚水)1,112ha

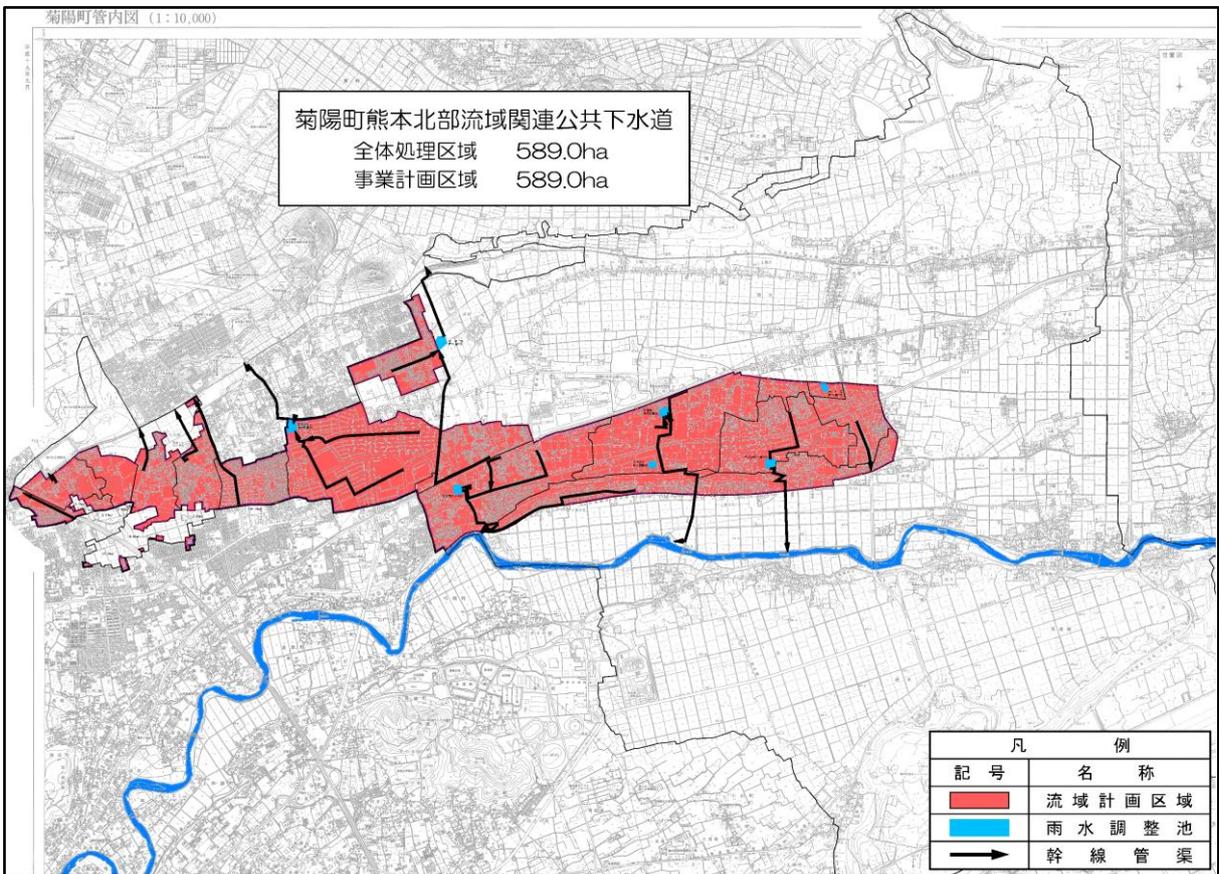


図 2-2 計画区域図(雨水)589ha

### 3. 下水道の普及状況

公共下水道事業は、昭和 58 年(1983 年)度に事業認可を得て整備に着手し、令和 6 年度末における処理区域内人口は 42,830 人です。(計画処理人口：45,200 人)

農業集落排水事業は、平成 6 年(1994 年)度から整備に着手し、平成 10 年(1998 年)に完成しました。令和 6 年度末における処理区域内人口は 908 人です。(計画処理人口：1,030 人)

公共下水道事業、農業集落排水事業を合わせた令和 6 年度末における処理区域内人口は、43,738 人、普及率は 99.8%となっています。

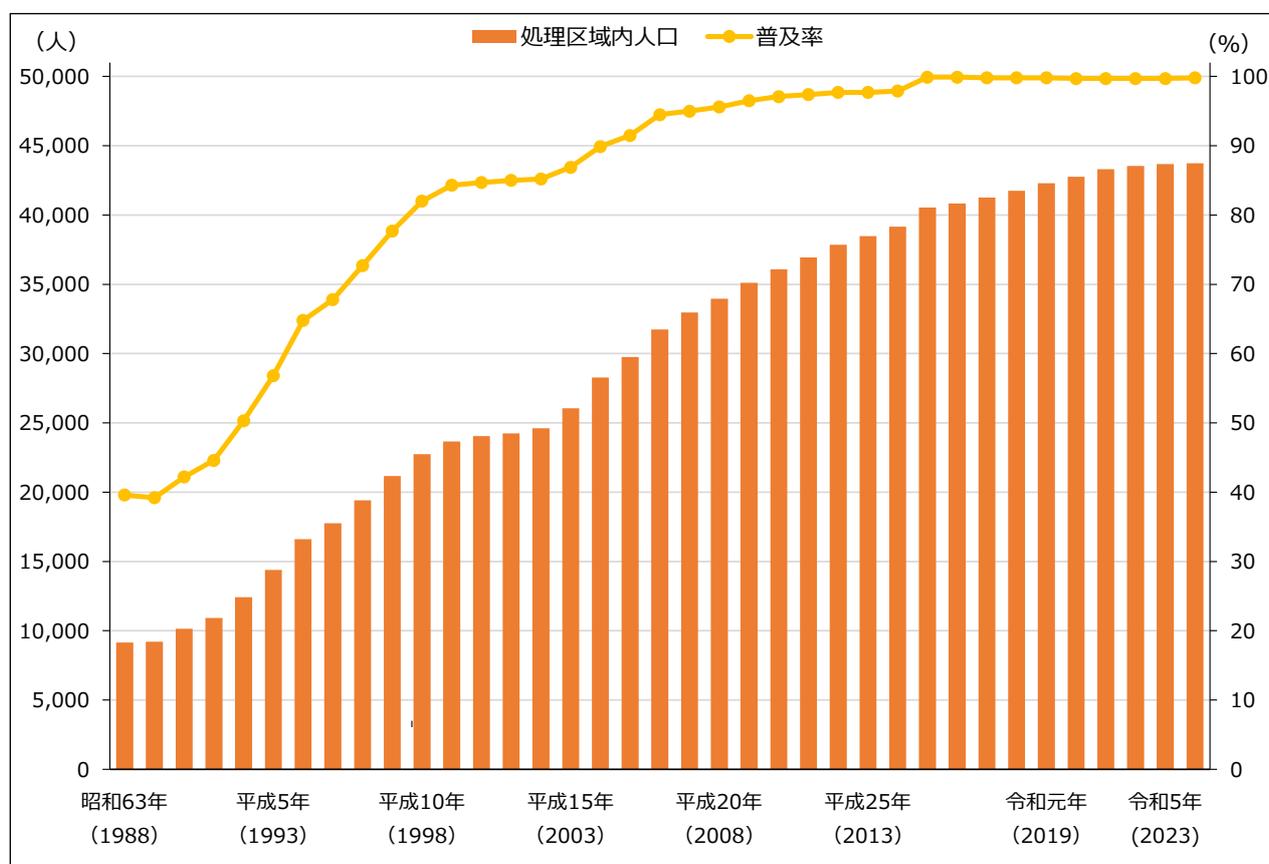


図 3-1 下水道処理区域内人口と普及率の推移

## 4. 下水道施設の状況

### (1) 管渠について

公共下水道事業は、汚水と雨水を別々に処理する「分流式下水道」で令和6年度末の汚水管渠の延長は230.0km、雨水管渠の延長は36.8kmとなっています。

農業集落排水事業は汚水管渠のみで、管渠の延長は8.0kmとなっています。

表 4-1 事業別汚水及び雨水の管渠延長

事業	汚水管渠延長 (km)	雨水管渠延長 (km)	管渠総延長 合計 (km)
公共下水道事業	230.0	36.8	266.8
農業集落排水事業	8.0	—	8.0
合計	238.0	36.8	274.8

(令和6年度末)

### (2) 施設(処理場・ポンプ場等)について

#### 1) 公共下水道事業

汚水施設としては、終末処理場である熊本北部浄化センター、汚水中継ポンプ場3箇所、マンホールポンプ23基があります。

雨水施設としては、雨水調整池が7箇所あります。

表 4-2 汚水及び雨水施設

施設	名称及び所在地
処理場 (熊本北部流域下水道)	熊本北部浄化センター 熊本市北区鶴羽田 12-1
汚水中継ポンプ場	菊陽汚水中継ポンプ場 菊陽町原水 1511-8
	堀川汚水中継ポンプ場 菊陽町原水 5729-11
	セミコンテクノパーク汚水中継ポンプ場 菊陽町原水 4000-29
マンホールポンプ	23 基
雨水調整池	7 箇所

※汚水中継ポンプ場とは、自然に流すことが困難な場所の汚水を、ポンプで圧送するためのものです。

## 2) 農業集落排水事業

汚水施設として終末処理場である白水浄化センター、マンホールポンプ 5 基があります。

表 4-3 汚水施設

施 設	名 称 及 び 所 在 地
処 理 場	白水浄化センター 菊陽町馬場楠 458
マンホールポンプ	5 基

## 5. 経営の状況

### (1) 使用料

使用料は、公共下水道事業、農業集落排水事業の各施設の維持管理費、運営費、資本費（減価償却費及び企業債利息）の一部に充てるため、菊陽町下水道条例第 14 条及び菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第 11 条の規定に基づき徴収しています。

表 5-1 使用料早見表

(料金：税込)

使用水量 (m <sup>3</sup> )	料 金 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	料 金 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	料 金 (円)
0	770	17	1,710	34	3,690
1	770	18	1,820	35	3,810
2	770	19	1,920	36	3,940
3	770	20	2,020	37	4,060
4	770	21	2,140	38	4,190
5	770	22	2,260	39	4,320
6	770	23	2,370	40	4,440
7	770	24	2,490	41	4,580
8	770	25	2,600	42	4,720
9	870	26	2,720	43	4,860
10	980	27	2,830	44	4,990
11	1,080	28	2,950	45	5,130
12	1,190	29	3,060	46	5,270
13	1,290	30	3,180	47	5,410
14	1,400	31	3,310	48	5,540
15	1,500	32	3,430	49	5,680
16	1,610	33	3,560	50	5,820

表 5-2 料金体系表(公共下水道事業)

(料金：税抜)

区 分	汚水量(1月につき)		使用料
一 般 汚 水	基 本 料	8m <sup>3</sup> まで	700 円
	超 過 使 用 料 (1m <sup>3</sup> につき)	8m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	95 円
		20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	105 円
		30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	115 円
		40m <sup>3</sup> を超えるもの	125 円
特定事業場汚水	1m <sup>3</sup> につき		115 円
公衆浴場用汚水	1m <sup>3</sup> につき		60 円
備 考			
1. 一般汚水とは、特定事業場及び公衆浴場用汚水以外の汚水をいう。			
2. 特定事業場汚水とは、特定事業場(製造業に限る。)からの悪質汚水(下水道法施行令第9条の4又は菊陽町下水道条例第8条に定める基準に適合しない水質の下水をいう。)を下水の水質の基準に適合させるため、汚水処理施設を通して排除する汚水をいう。			
3. 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に基づき熊本県知事から許可を受けた浴場の汚水をいう。			

表 5-3 料金体系表(農業集落排水事業)

(料金：税抜)

区 分	汚水量(1月につき)		使用料
一 般 家 庭 用 及 び 営 業 用 汚 水	基 本 料	8m <sup>3</sup> まで	700 円
	超 過 使 用 料 (1m <sup>3</sup> につき)	8m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	95 円
		20m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	105 円
		30m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	115 円
		40m <sup>3</sup> を超えるもの	125 円

## ■公共下水道事業

使用料収入は、処理区域内人口の増加に伴う一般世帯分の伸びに加え、特に事業場排水の増加が寄与しており、全体として右肩上がりの推移にあります。

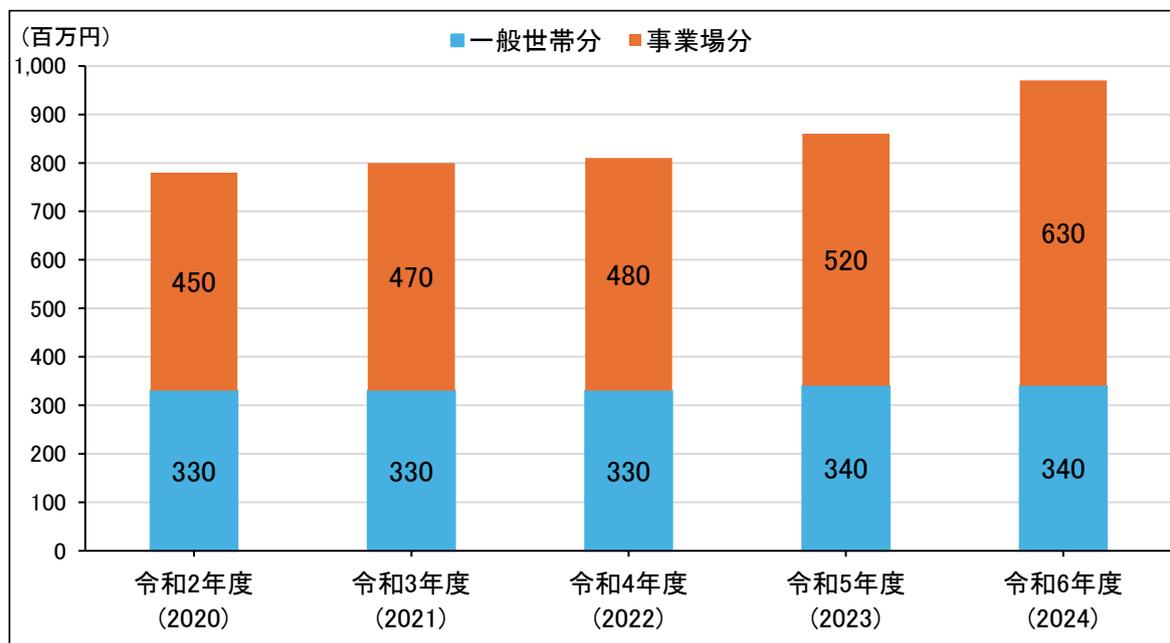


図 5-1 使用料収入の推移(公共下水道事業)

## ■農業集落排水事業

利用者数に大きな変動がなく、使用料収入はほぼ横ばいで推移しており、安定した状況にあります。

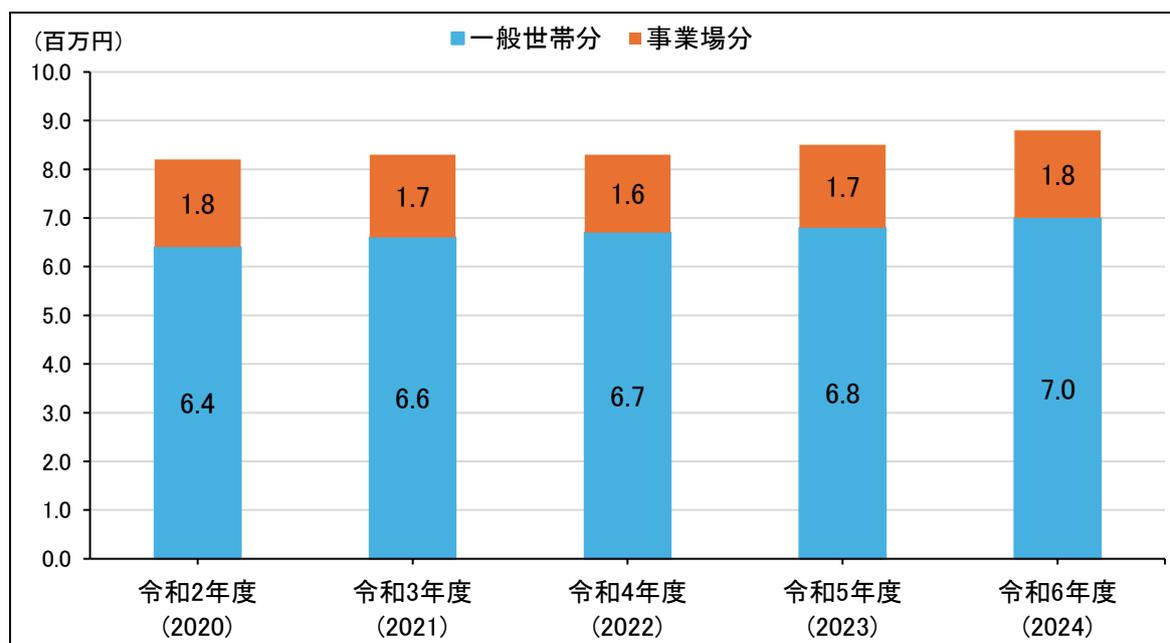


図 5-2 使用料収入の推移(農業集落排水事業)

## (2) 一般会計繰入金

一般会計繰入金には、雨水処理費など公費で負担すべき「基準内繰入金」と、収支不足を補填する「基準外繰入金」があります。

### ■公共下水道事業

使用料収入の増加に伴い、収益性が向上していることから、基準外繰入金はありません。

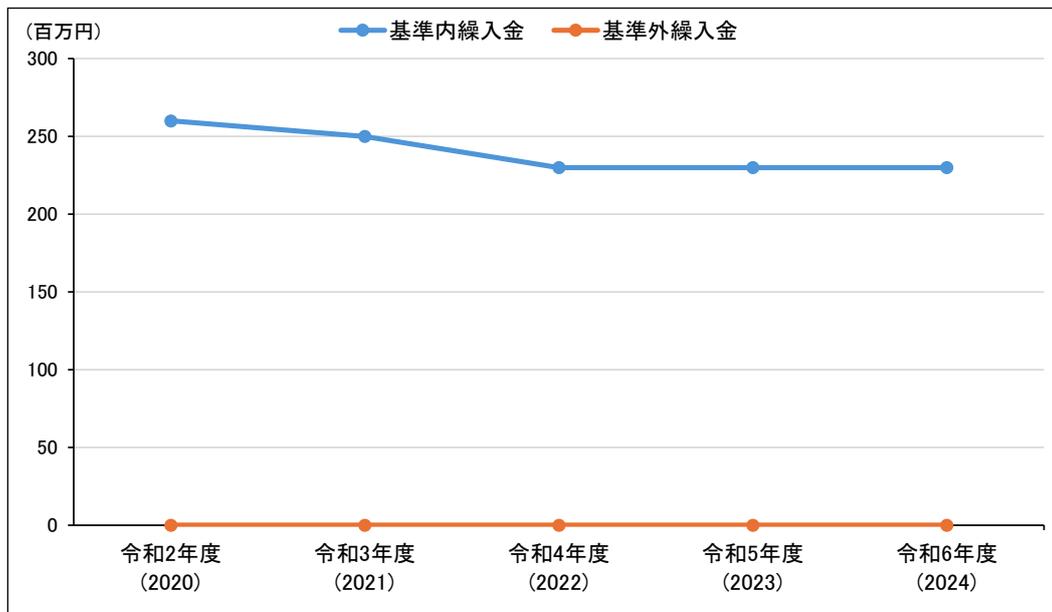


図 5-3 一般会計繰入金の推移(公共下水道事業)

### ■農業集落排水事業

維持管理費や資本費を、使用料収入だけでは賄いきれないため、基準外繰入金により収入を補填しています。

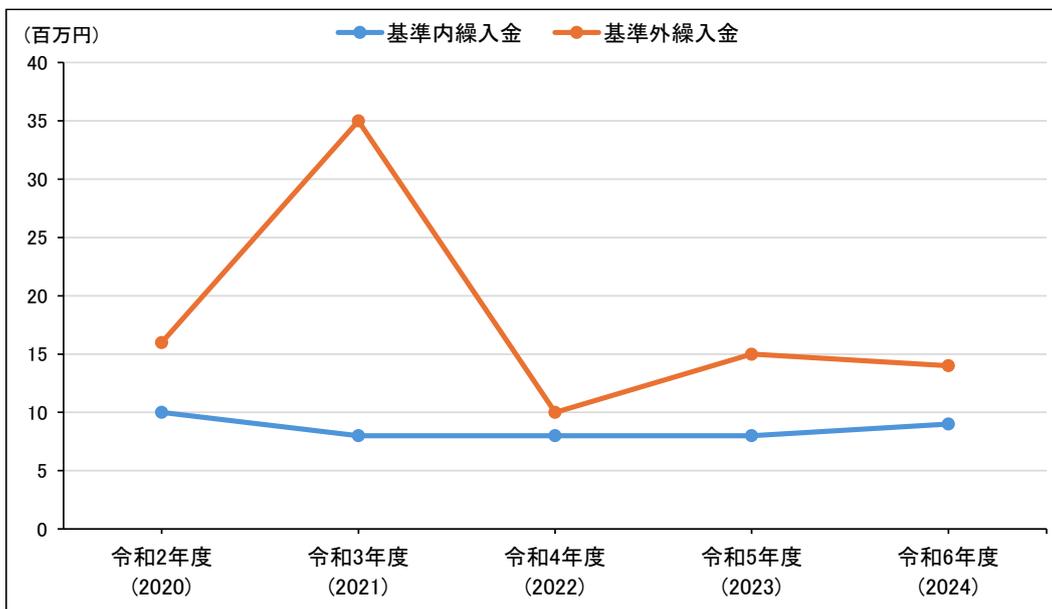


図 5-4 一般会計繰入金の推移(農業集落排水事業)

### (3) 企業債残高の推移

#### ■ 公共下水道事業

大規模な企業立地等に合わせたインフラ先行整備に伴う排水需要の変化に的確に対応するため、機動的な施設整備を推進したことにより、一時的に起債発行額が増加しています。

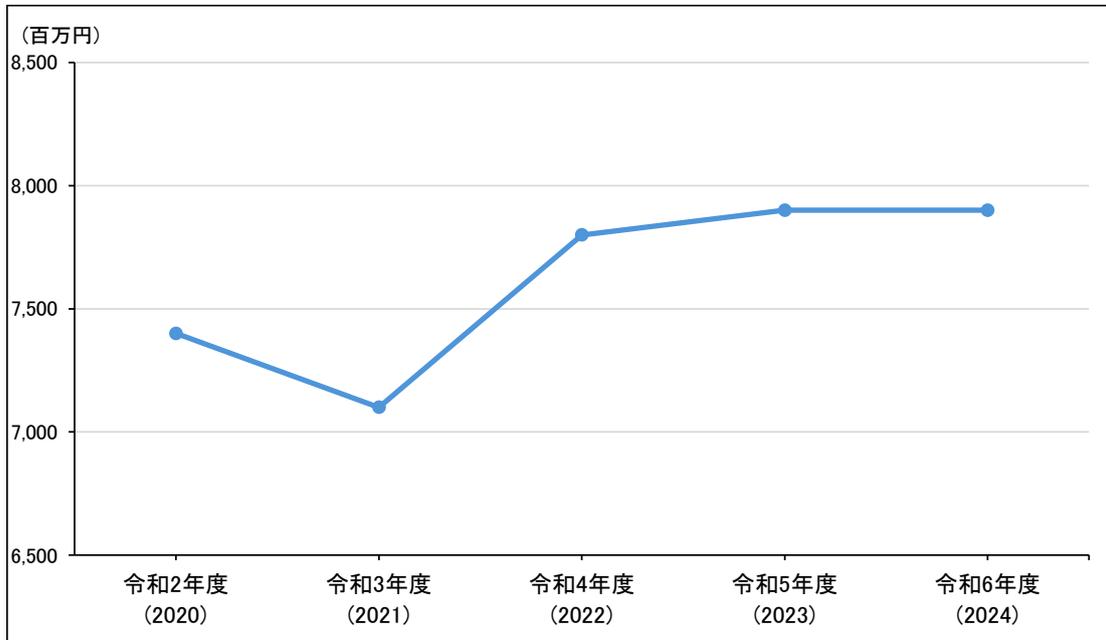


図 5-5 企業債残高の推移(公共下水道事業)

#### ■ 農業集落排水事業

農業集落排水事業では、企業債の発行がなく償還のみのため、減少しています。

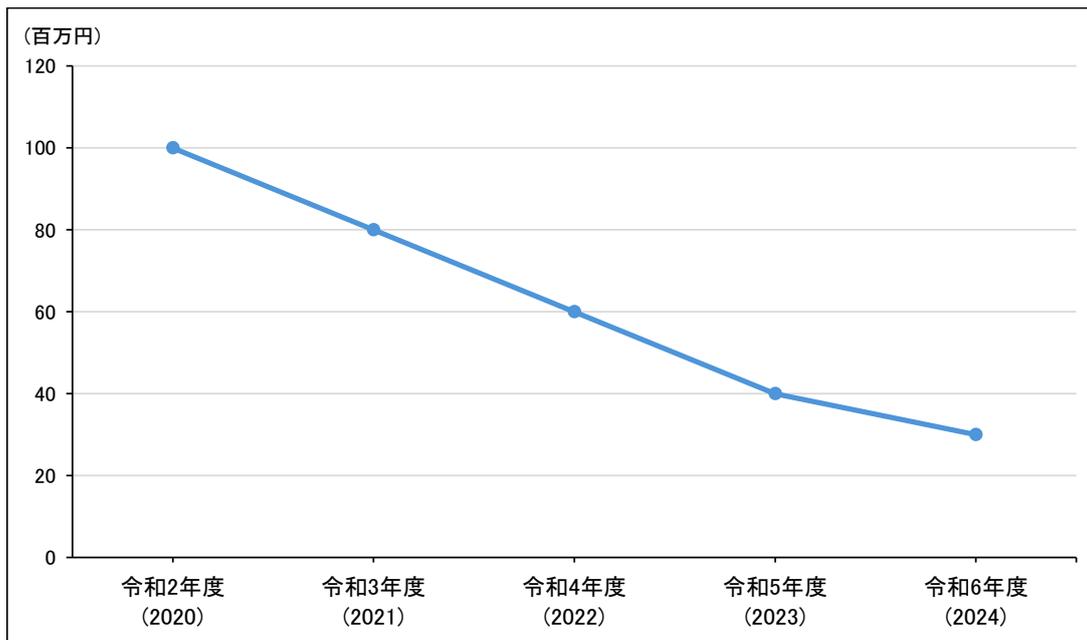


図 5-6 企業債残高の推移(農業集落排水事業)

#### (4) 経営指標を用いた現状分析

本経営戦略では、各経営指標を分析し、評価を行っていきます。評価については、次の3段階とします。

- 現状では課題は特に見当たらない。
- △ 現状では悪化していないが、今後課題となりうる。
- × 現状で悪化しているため、改善への取組を進める必要がある。

##### ①公共下水道事業

※類似団体は、総務省による分類。なお、令和6年度の数値は、令和5年度の数値である。  
(処理区域内人口：3万人以上、処理区域内人口密度：50人/ha未満、供用開始後年数：30年以上)

経常収支比率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	109.70 (107.49)	108.01 (107.64)	111.56 (107.64)
指標の説明	使用料等の収入で、維持管理費などの費用をどの程度賄えているかを表す「収支のバランス」です。		
コメント	100%を上回っており経営の健全性は維持されています。引き続き黒字を維持し、安定したサービスを継続するため、健全な経営に努めます。		

累積欠損金比率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	0.00 (5.41)	0.00 (5.61)	0.00 (5.61)
指標の説明	過去の赤字の積み残しが、収入に対してどれくらいあるかを表します。		
コメント	累積欠損金(赤字の残高)はなく、健全な状態です。今後も適切なコスト管理により、欠損金を生じさせない経営を継続します。		

流動比率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	95.99 (69.18)	103.17 (76.32)	164.41 (76.32)
指標の説明	短期的な支払い能力（お財布の余裕）を表します。		
コメント	令和5年度に100%を超え、短期的な支払い能力が確保されました。引き続き資金繰りの安定化に努めます。		

企業債残高対事業規模比率 (%)			評価：△
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	716.64 (789.87)	692.30 (749.43)	619.17 (749.43)
指標の説明	使用料収入に対する借金の残高の割合です。		
コメント	残高は減少傾向にありますが、使用料収入の6～7倍程度で高水準です。今後、中長期的な更新需要を控えているため、財政基盤の強化を注視する必要があります。		

経費回収率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	118.64 (98.06)	113.43 (98.46)	120.71 (98.46)
指標の説明	本来、使用料で賄うべき経費をどれだけ回収できているかを表します。		
コメント	100%を上回っており、汚水処理コストを使用料で賄えています。適正な受益者負担がなされている状態です。		

汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	91.36 (157.37)	96.08 (157.45)	90.93 (157.45)
指標の説明	下水1m <sup>3</sup> をきれいにするのに、いくらコストがかかっているかを表します。		
コメント	熊本北部流域下水道による共同処理の効果で効率的な運営を行っています。引き続き、効率運営の効果を町民の負担抑制に繋げていきます。		

水洗化率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	98.83 (92.90)	98.94 (92.89)	99.02 (92.89)
指標の説明	区域内の人口のうち、実際に下水道を使っている人の割合です。		
コメント	水洗化率は高い水準にあり、概ね定着しています。今後は、個別事情にも配慮しながら、人口動向の状況を踏まえ、推移を注視していきます。		

有形固定資産減価償却率 (%)			評価：△
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	25.63 (27.46)	25.19 (29.93)	27.17 (29.93)
指標の説明	資産の寿命に対して、どれだけ老朽化が進んでいるかを表します。		
コメント	機械・電気設備等の減価償却が進んでいますが、ストックマネジメント計画に基づき、点検・保守を計画的に実施しており、今後も施設機能の維持に努めます。		

管渠老朽化率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	0.00 (2.08)	0.00 (2.74)	0.00 (2.74)
指標の説明	法定耐用年数(50年)を超えた管渠の割合です。		
コメント	<p>整備着手から約40年であるため、耐用年数を超過した管渠はなく、管渠老朽化率は0%となっています。</p> <p>しかし、経年劣化は進行していることから、ストックマネジメント計画に基づき点検・調査を実施しており、今後も予防保全的な維持管理を継続していきます。</p>		

管渠改善率 (%)			評価：△
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	0.00 (0.13)	0.00 (0.06)	0.00 (0.06)
指標の説明	その年度に古い管をどれだけ新しくしたかの割合です。		
コメント	<p>法定耐用年数を超過した管渠はありませんが、耐用年数前であっても、管更生等の予防保全的な対策を実施しています。</p> <p>ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新や管更生を計画的に行い、更新需要の平準化に引き続き取り組んでいきます。</p>		

## ②農業集落排水事業

※類似団体は、総務省による分類。なお、令和6年度の数値は、令和5年度の数値である。  
(供用開始後年数：15年以上)

経常収支比率 (%)			評価：×
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	102.56 (105.50)	98.69 (106.35)	101.84 (106.35)
指標の説明	収益と費用のバランスを表します。100%を下回ると、その年度の運営経費を収益で賄えていない「赤字」の状態を意味します。		
コメント	人口が限定的で、使用料収入のみでは運営経費をカバーできない構造となっているため、一般会計からの基準外繰入金による補填を前提として経営を維持している状態です		

累積欠損金比率 (%)			評価：×
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	0.00 (145.43)	5.17 (129.89)	0.00 (129.89)
指標の説明	過去の赤字の積み残しが、収入に対してどれくらいあるかを表します。		
コメント	令和5年度に赤字が発生し、累積欠損金が生じています。自立した経営に向けた抜本的な見直しが必要です。		

流動比率 (%)			評価：×
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	49.18 (38.40)	57.06 (44.04)	70.56 (44.04)
指標の説明	短期的な支払い能力(お財布の余裕)を表します。		
コメント	目安の100%を大きく下回り、手元資金に余裕がない状態です。個別の経費削減のみでは改善に限界があるため、引き続き一般会計からの支援により支払能力を確保しつつ、経営統合による管理効率の向上を目指します		

企業債残高対事業規模比率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	406.21 (900.82)	264.47 (839.21)	122.52 (839.21)
指標の説明	使用料収入に対する借金の残高の割合です。		
コメント	新たな借入予定はなく、残高は着実に減少しています。令和10年度にはすべての償還が終了する見込みです。		

経費回収率 (%)			評価：×
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	69.57 (52.94)	69.08 (52.05)	65.86 (52.05)
指標の説明	本来、使用料で賄うべき汚水処理経費を、どれだけ使用料で回収できているかを表します。		
コメント	100%を大幅に下回っており、汚水処理コストを使用料で賄っていません。宅地開発による人口増は見られるものの、区域内を維持するコストが上回る構造的な課題を抱えています。単なる経費削減では改善が困難なため、中長期的に公共下水道への統合による経営の効率化を推進します。		

汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	149.27 (303.28)	149.76 (301.86)	157.76 (301.86)
指標の説明	下水1m <sup>3</sup> をきれいにするのに、いくらコストがかかっているかを表します。		
コメント	大規模な修繕がなく、施設利用率が比較的高いといった構造的要因により原価を抑えられています。		

施設利用率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	79.50 (52.35)	80.58 (46.25)	83.81 (46.25)
指標の説明	処理場の能力に対し、実際にどれだけ利用されているかの割合です。		
コメント	水洗化率が高く、施設が有効に活用されています。近年の宅地開発や集落内開発制度の活用により、利用率の向上が見込まれます。		

水洗化率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	96.79 (84.39)	97.34 (83.96)	97.91 (83.96)
指標の説明	処理区域内の人口のうち、実際に下水道を使っている人の割合です。		
コメント	水洗化率は高い水準にあり、概ね定着しています。今後は、個別事情にも配慮しながら、人口動向の状況を踏まえ、推移を注視していきます。		

有形固定資産減価償却率 (%)			評価：△
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	30.22 (25.19)	32.28 (25.46)	34.35 (25.46)
指標の説明	資産の寿命に対し、老朽化がどれくらい進んでいるかを表します。		
コメント	供用開始から25年以上が経過し、特に処理場やポンプ施設の機械・電気設備において老朽化が顕著となっています。今後は実施予定の施設機能診断の結果を活用し、優先順位を明確にした効率的な補修・改築を推進することで、計画的な施設維持に努めます。		

管渠老朽化率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	0.00 (0.00)	0.00 (0.19)	0.00 (0.19)
指標の説明	法定耐用年数(50年)を超えた管渠の割合です。		
コメント	50年を経過した管渠はありませんが、下水特有の腐食リスク等を考慮し、今後実施予定の施設機能診断等を通じて管路の状態を的確に把握します。		

管渠改善率 (%)			評価：○
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菊陽町実績 ( )は類似団体平均	0.00 (0.03)	0.00 (0.03)	0.00 (0.03)
指標の説明	その年度に、古い管をどれだけ新しくしたかの割合です。		
コメント	現状、大規模な更新実績はありませんが、今後は施設機能診断による劣化状況の把握に努め、緊急性の高い箇所から優先的に、効率的な維持管理・改築を実施し、予防保全体制への段階的な移行を目指します。		

## 6. 下水道事業の課題

### (1) 人材確保と外部環境の変化

将来的な労働力不足が懸念される中、施設の老朽化に伴い、点検・修繕等の維持管理業務にはより高度で専門的な対応が求められています。

また、昨今のエネルギー価格や物価の高騰は、維持管理コストを押し上げる要因となっており、将来の事業運営に不透明感を与えています。

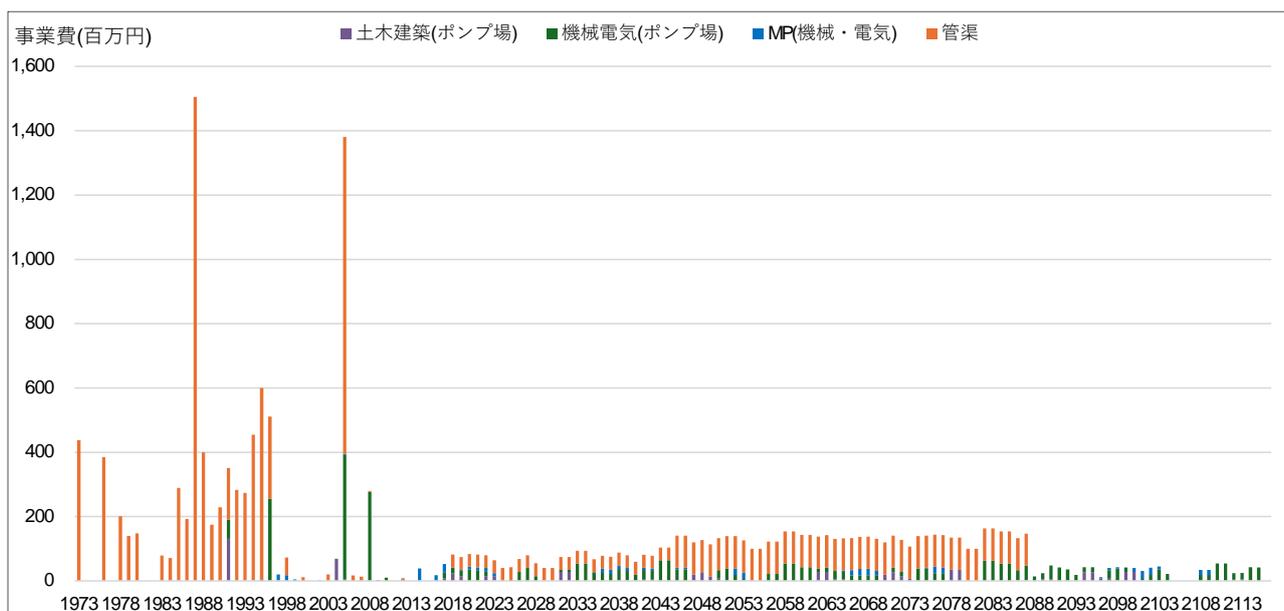
### (2) 構造的な収支不足と低い支払能力（農業集落排水事業）

公営企業として独立採算が原則ですが、本事業は利用者数が限定的であるため、使用料収入のみでは運営経費を賄えない収支不足が、以前からの構造的な課題となっています。一般会計からの基準外繰入金に依存せざるを得ない経営状態の改善が、中長期的な懸案事項です。

### (3) 施設・設備の老朽化と重大事故のリスク

処理場やポンプ施設の機械・電気設備の老朽化が進んでいるほか、布設から40年以上が経過した管渠も増加傾向にあります。他自治体では老朽化に起因する道路陥没等の重大事故が発生しており、本町においても、これらの事故リスクを未然に防ぐとともに、将来の更新需要が特定の時期に集中することを回避しなければなりません。

こうした状況を踏まえ、建設当初からの事業費及び将来にわたる改築・更新費について、ストックマネジメント計画に基づく試算結果として、管渠、マンホールポンプ（MP）、中継ポンプ場ごとの推移を図6-1に示します。



※ストックマネジメント計画参照

図6-1 下水道施設の事業費の試算結果

### 第3章 経営の基本方針

本町の下水道事業は、公衆衛生の確保、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全等を通じて、住民の安心・安全な生活と持続可能なまちづくりを支える重要な社会基盤です。

近年は、施設の老朽化進行、自然災害の頻発、担い手不足など、事業を取り巻く環境が大きく変化しており、将来にわたり安定した事業運営を継続していくことが求められています。

このため、本町の下水道事業経営においては、次の3つを基本方針として、各種施策に取り組みます。

#### 安定経営の持続

将来にわたって下水道事業を安定的に継続するため、使用料収入をはじめとした財源の確保に努めるとともに、経費削減や業務効率化を推進し、財政基盤の強化を図ります。

あわせて、中長期的な視点に立ち、物価動向や施設更新需要を踏まえながら、世代間負担の公平性にも配慮した経営判断を行います。

#### 下水道施設の適正管理

本町の下水道事業は、整備中心の時代から、維持管理・更新を重視する段階へ移行しています。

このため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の巡視・点検・調査を計画的に実施し、老朽化の進行状況を的確に把握します。

予防保全を基本とした修繕・改築を行うことで、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図り、効率的かつ持続可能な施設管理を推進します。

## 安全、安心な生活を支える下水道

地震や豪雨等の自然災害に備え、災害発生時においても下水道機能の維持・早期復旧が図られるよう、町の業務継続計画（BCP）と連携した体制整備に努めます。

あわせて、平常時から施設の耐震化や計画的な維持管理を進め、住民の安全・安心な生活環境の確保を図ります。

## 第4章 効率化・経営健全化への取組

### 1. 組織及び人材に関する事項

本町では、当面は人口の緩やかな増加が見込まれるものの、職員数の確保が難しい中、下水道事業においては、施設の老朽化や設備の複雑化に伴い、点検・修繕等の維持管理業務がより専門的な対応を要しており、人材の確保・育成が重要な課題となっています。

限られた人員で事業を安定的に継続するため、職員一人ひとりの専門性の向上や業務の効率化に取り組むとともに、業務フローの見直しを進め、全庁的に進めているデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組も活用し、業務負担の軽減と体制の強化を図ります。

### 2. 広域化・共同化に関する事項

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境改善を目的に実施され、使用料体系は公共下水道事業に合わせており、人口の限定性から一般会計への依存があります。

現在はやむを得ない面もありますが、本事業は独立採算を原則としており、施設の老朽化対応が課題となっています。この課題解決に向け、公共下水道事業との統合を視野に入れて検討を進めます。

### 3. 投資の平準化に関する事項

本町では、下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の点検・調査および計画的な修繕・改築を実施してきました。近年、他自治体における下水道施設の老朽化に起因するとみられる事故の発生を踏まえ、施設の維持管理の重要性が改めて認識されています。

今後は、これまでに蓄積した点検結果や更新実績を活用し、老朽化の進行状況を的確に把握した上で、引き続き予防保全を基本とし、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。あわせて、修繕・改築時期の平準化により、安定した事業運営を目指します。

#### 4. 民間活力の活用に関する事項

これまで、運転管理業務、汚泥処分、使用料徴収業務等について委託を行い、業務の効率化を進めてきました。

今後は、流域下水道管理者である熊本県との連携を図りながら、施設の運転管理や維持管理業務を対象とした官民連携手法の一つであるウォーターPPP の導入可能性について検討を進めます。

#### 5. 使用料に関する事項

本町の一般汚水の使用料は、事業開始以来一度も値上げを行うことなく、県内でも低い単価水準が維持されています。

これは、町民の皆様による負担を基本としつつ、これまで本町が積極的に企業誘致を推進してきた結果、立地企業の活発な活動に伴う「特定事業場からの安定した使用料収入」が経営基盤を大きく補完していることによるものです。この要因により、物価高騰等の厳しい情勢下においても、当面は住民の皆様になんら新たな負担を求めることなく、安定したサービスの提供が可能となっています。

一方で、今後の物価動向や維持管理コストの増大が事業運営に影響を及ぼす可能性があります。このため、現時点で直ちに使用料改定を行う必要はありませんが、中長期的には社会経済情勢を踏まえ、次世代に過度な負担を先送りすることのないよう、使用料水準の在り方について必要に応じて検証・整理していきます。

また、増加している内部留保資金については、災害時等に備えた一定の流動性を確保した上で、当面は安全性を重視し、定期預金等による管理を基本とします。

## 第5章 投資・財政計画

### 1. 投資について

#### (1) 公共下水道事業

##### 1) 汚水事業

汚水事業については、人口増加等による流量増大への対応、および集落内開発制度の運用により開発可能となった区域の整備に対応するため、管渠能力の確保に留意しつつ、引き続き汚水枝線の整備を進めます。

##### 2) 雨水事業

雨水事業については、集中豪雨に伴う浸水被害への対応が引き続き求められているため、今後、雨水管理総合計画の策定を進め、その中で必要な対策の整理・検討を行います。あわせて、計画の進捗に応じて、事業規模や投資額の把握に努めます。

##### 3) 改築・更新事業

改築・更新事業については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した施設の更新および延命化を計画的に実施します。

##### 4) 地震対策事業

地震対策事業として、災害発生時においても衛生的な生活環境の確保に資するため、マンホールトイレシステムの整備を継続して進めます。

##### 5) 土地区画整理事業関連

原水駅周辺の土地区画整理事業に対応するため、当該区域における汚水・雨水の整備を、事業の進捗に応じて実施します。

## (2) 農業集落排水事業

整備事業は概ね完了しているため、今後は、集落内開発制度の運用により開発可能となった区域を対象とします。計画処理人口の範囲や処理能力を踏まえつつ、要望に応じて管渠の延長工事及び汚水柵設置工事を実施します。

また、老朽化が進行する機械設備については、引き続き計画的な更新を実施します。

表 5-1 投資関連事業見込

項 目		令和 8～17 年度事業費
公共下水道事業	汚 水 事 業	8 億 7,300 万円
	雨 水 事 業	22 億 5,700 万円
	改 築・更 新 事 業	12 億 4,900 万円
	計	43 億 7,900 万円
農業集落排水事業	汚 水 柵 設 置 工 事	1,300 万円
	改 築・更 新 事 業 (施 設 機 能 診 断)	2,400 万円
	計	3,700 万円

公共下水道事業の年度別事業費、事業内容については、次ページに掲載しています。

年度別事業費及び事業内容(公共下水道事業)

(単位：百万円)

年度	事業費	事業内容	
令和8年度	180	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水及び雨水管調査、改築修繕工事、ポンプ場)	51 129
令和9年度	262	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水及び雨水管調査、ポンプ場)	52 210
令和10年度	974	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水管調査、ポンプ場) 土地区画整理事業(汚水及び雨水整備、調整池)	53 350 571
令和11年度	941	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水及び雨水管調査、ポンプ場) 土地区画整理事業(汚水及び雨水整備、調整池) ストックマネジメント計画見直し	54 236 629 22
令和12年度	741	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水管調査) 土地区画整理事業(汚水及び雨水整備、調整池)	55 44 642
令和13年度	276	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水及び雨水管調査) 土地区画整理事業(汚水及び雨水整備、調整池)	56 47 173
令和14年度	237	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水管調査) 土地区画整理事業(汚水及び雨水整備)	57 45 135
令和15年度	245	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水管調査) 土地区画整理事業(汚水及び雨水整備)	59 48 138
令和16年度	270	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水及び雨水管調査) 土地区画整理事業(汚水及び雨水整備) ストックマネジメント計画見直し	60 46 140 24
令和17年度	253	公共汚水樹設置及び枝線整備 ストックマネジメント計画(汚水及び雨水管調査) 土地区画整理事業(汚水及び雨水整備)	61 49 143

## 2. 財源について

### (1) 使用料

#### ① 水洗化人口の見込み

水洗化人口は、『第7期菊陽町総合計画』による推計人口に普及率を乗じて算出した処理区域内人口に、水洗化率を乗じて見込んでいます。

#### ■ 公共下水道事業

これまでの下水道整備により宅地開発や集落内開発が可能な環境が整っていることに加え、『第7期菊陽町総合計画』に基づく着実な人口流入を背景として、水洗化人口は計画期間を通じて増加していくと見込んでいます。

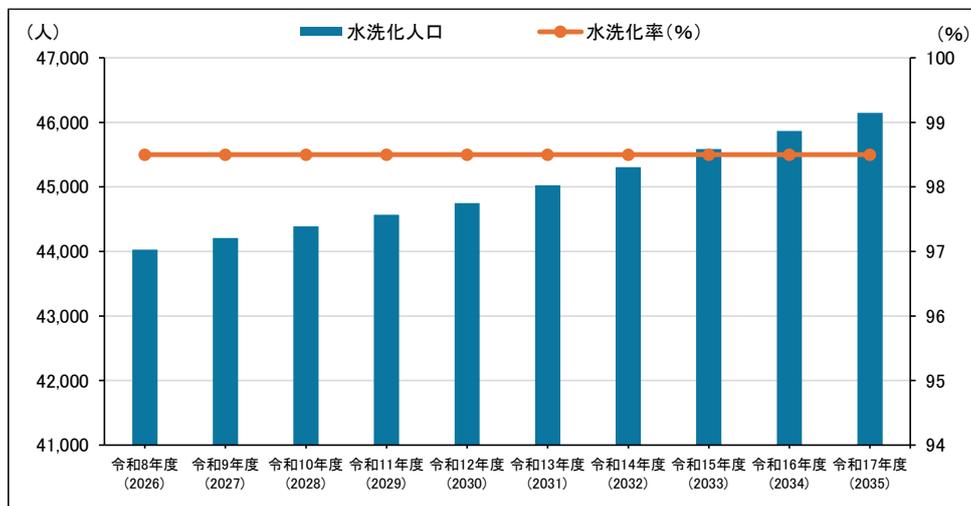


図 5-1 水洗化人口及び水洗化率の予測(公共下水道事業)

#### ■ 農業集落排水事業

定住促進等の施策によりゆるやかに増加していくと見込んでいます。

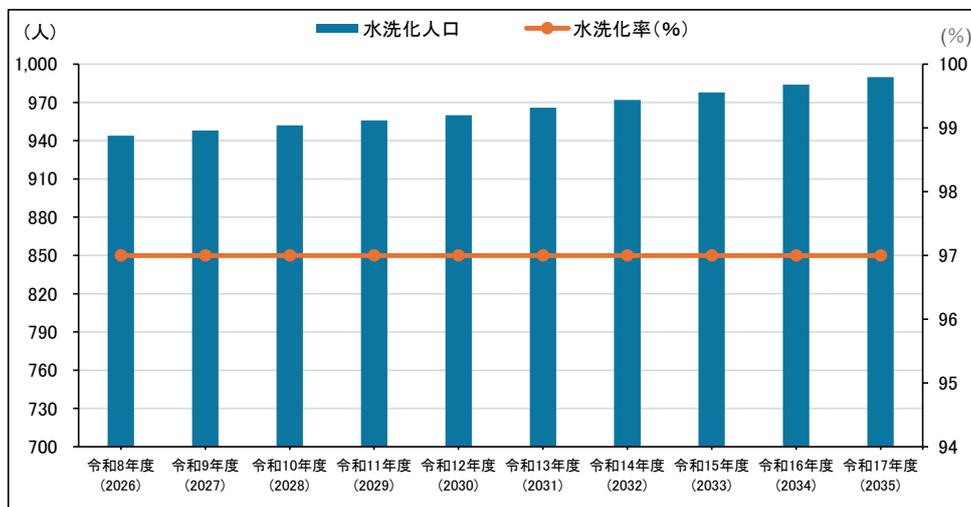


図 5-2 水洗化人口及び水洗化率の予測(農業集落排水事業)

## ②使用料の見込み

### ■公共下水道事業

宅地開発や集落内開発制度の運用に伴う接続人口の着実な増加が見込まれています。これに加え、本町の経営基盤を支える大規模な企業活動に伴う事業場排水の受け入れ体制を維持していくことで、使用料収入は計画期間を通じて緩やかに増加していく見通しです。

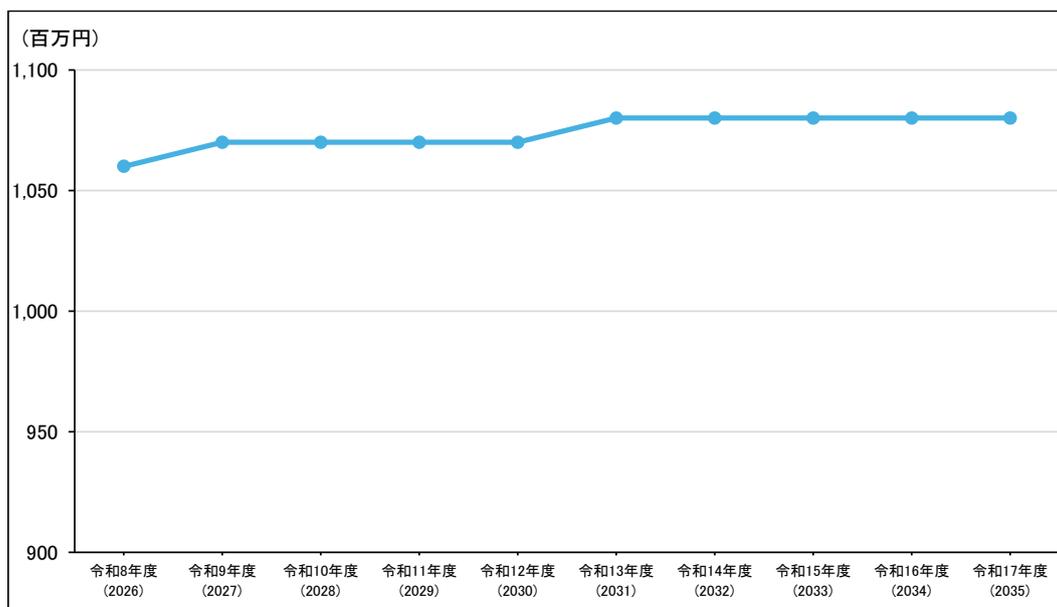


図 5-3 使用料の見込み(公共下水道事業)

### ■農業集落排水事業

定住促進施策や集落内開発制度の活用により、水洗化人口は今後も緩やかな増加傾向を継続するものと予測しており、これに合わせて使用料収入も増加していく見込みです。

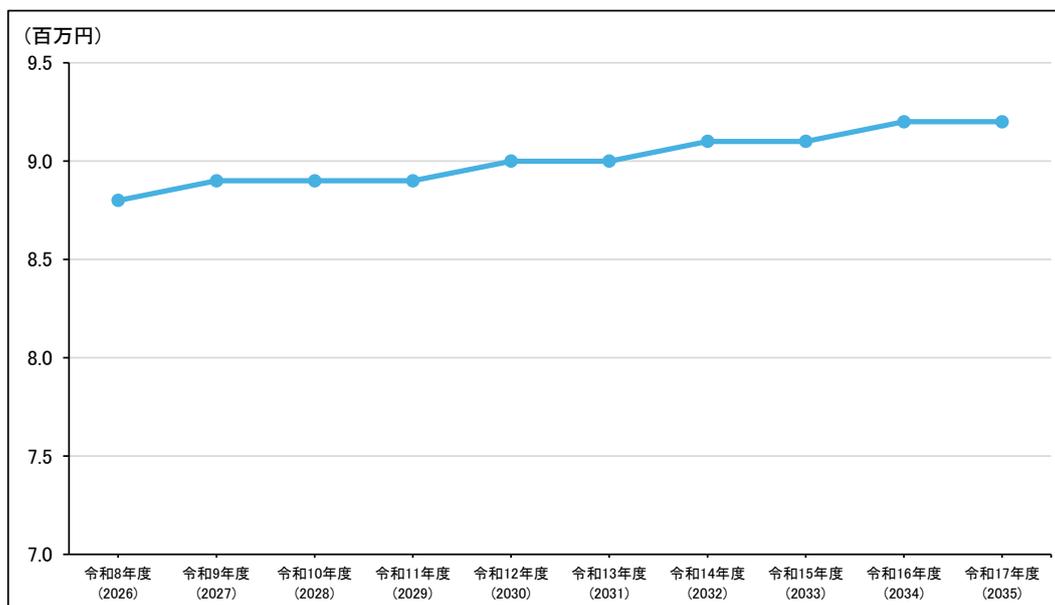


図 5-4 使用料の見込み(農業集落排水事業)

## (2) 一般会計繰入金

### ① 基準内繰入金

基準内繰入金は、雨水を処理する経費など一般会計が負担すべき経費について、国から通知される基準に基づいて算定しています。

### ② 基準外繰入金

#### ■ 公共下水道事業

基準外繰入金を見込んでいません。

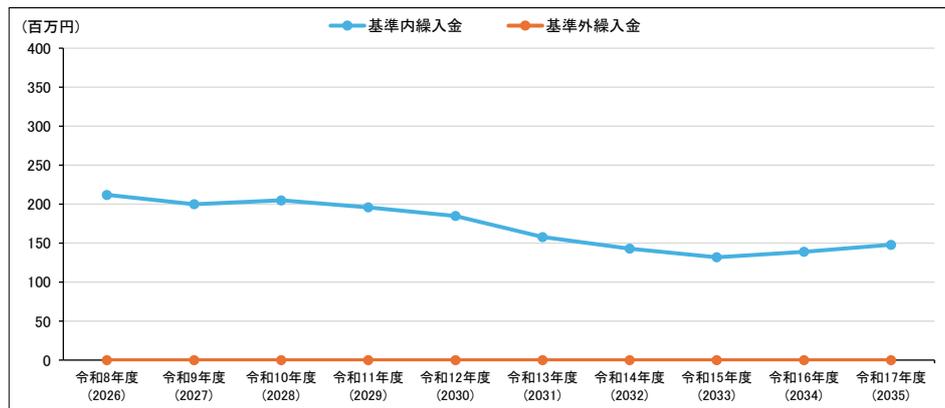


図 5-5 基準内外繰入金の予測(公共下水道事業)

#### ■ 農業集落排水事業

人口規模が限定的であることから使用料収入に一定の制約があり、事業構造上、収支不足が生じやすい状況が続く見込みです。このため、引き続き基準外繰入金による財源確保を図ります。

なお、将来的には公共下水道事業との統合等を視野に入れ、財政構造の改善と依存度の低減を目指します。

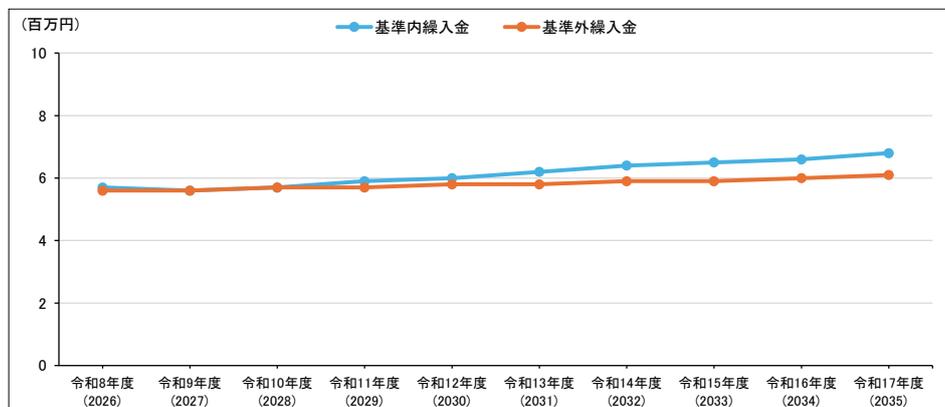
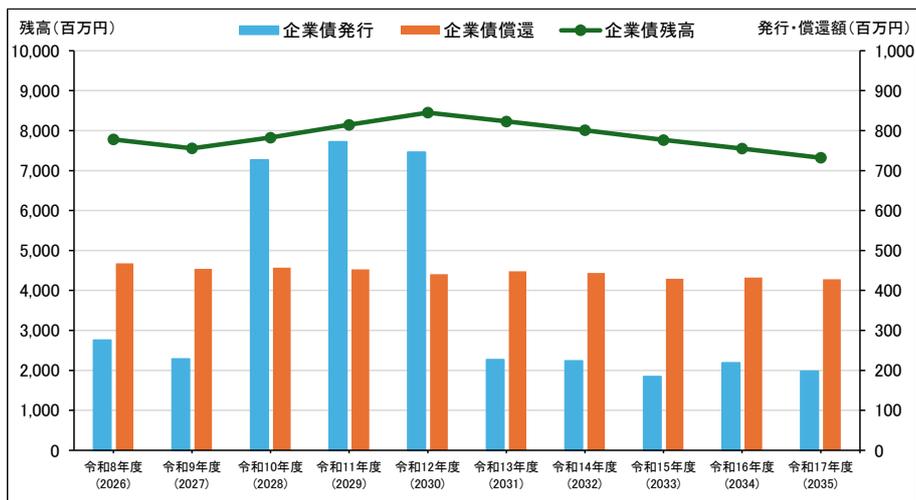


図 5-6 基準内外繰入金の予測(農業集落排水事業)

### (3) 企業債

#### ■公共下水道事業

建設改良費の財源として企業債を活用します。(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業などのインフラ整備に伴い、年度によっては発行額が償還額を上回ることもあります。計画期間全体を通じて計画的な償還を進めることで、企業債残高は中長期的に減少していく見通しです。



※過去に発行した企業債の償還が順次終了していくため、償還額も年々減少しています。

図 5-7 企業債発行、償還及び残高の予測(公共下水道事業)

#### ■農業集落排水事業

新たな企業債の発行は予定していません。過去に発行した企業債については、令和 10 年度にすべての償還が終了する予定です。それ以降は公債費負担の解消により、一般会計への依存度抑制を図りながら、必要な老朽化対策に努めていきます。

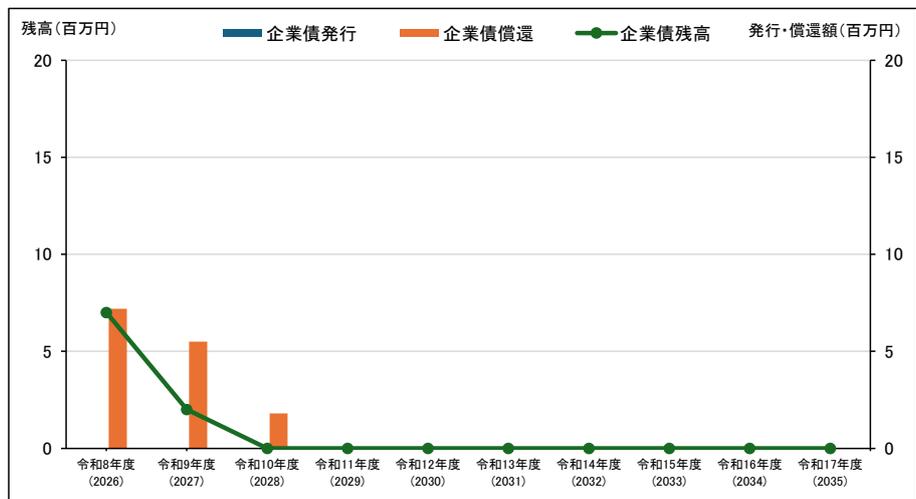


図 5-8 企業債発行、償還及び残高の予測(農業集落排水事業)

### 3. 投資・財政計画(収支計画)一覽表

表3-1 収支計画(1/2)(公共下水道事業)

区	年度	(単位：千円, %)													
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035		
収 益	1. 営業 収入	1,110,542	1,205,898	1,187,640	1,183,024	1,175,372	1,173,079	1,173,551	1,176,264	1,175,368	1,175,740	1,193,134	1,210,648		
	(1) 料 金収入	969,753	1,062,508	1,064,217	1,065,934	1,067,658	1,069,389	1,071,127	1,073,766	1,076,421	1,079,093	1,081,738	1,084,399		
	(2) 受託工 事収入														
	(3) そ の他	140,789	143,390	123,423	117,090	107,714	103,690	102,424	102,498	98,947	96,647	111,396	126,249		
	2. 営業 的収入	442,804	410,957	404,579	403,881	405,013	416,055	417,086	417,203	416,595	416,988	418,195	419,093		
	(1) 補 助金	10,480	18,295	14,338	16,587	16,267	15,985	15,748	15,748	15,567	15,412	15,290	15,161		
	他会計補 助金	10,480	18,295	14,338	16,587	16,267	15,985	15,748	15,748	15,567	15,412	15,290	15,161		
	その他補 助金														
	(2) 長期前 受金戻入	430,044	391,216	390,241	387,294	388,746	400,070	401,338	401,338	401,183	401,698	402,993	403,932		
	(3) そ の他	2,280	1,446												
収入計	1,553,346	1,616,855	1,592,219	1,586,905	1,580,385	1,589,134	1,590,636	1,593,467	1,591,963	1,592,727	1,611,329	1,629,741			
的 収 入	1. 営業 費用	1,287,128	1,418,326	1,368,997	1,370,500	1,381,328	1,410,203	1,424,350	1,447,227	1,455,038	1,465,021	1,474,507	1,484,354		
	(1) 職 員給与	28,100	28,801	28,662	29,236	29,819	30,415	31,022	31,643	32,276	32,922	33,579	34,252		
	基本給	15,658	15,055	15,971	16,291	16,616	16,948	17,286	17,632	17,985	18,345	18,711	19,086		
	退職給 付														
	その他	12,442	13,746	12,691	12,945	13,203	13,467	13,736	14,011	14,291	14,577	14,868	15,166		
	費	505,880	650,364	594,092	597,326	600,647	603,995	607,465	621,098	625,161	629,230	633,288	637,475		
	(2) 経 費	8,759	12,887	9,964	10,177	10,400	10,624	10,859	11,105	11,361	11,619	11,878	12,149		
	動力	5,295	6,590	7,492	7,639	7,793	7,948	8,109	8,270	8,440	8,609	8,778	8,954		
	修繕	45	133	9	9	10	10	10	10	10	11	11	11		
	材料	491,781	630,754	576,627	579,501	582,444	585,413	588,487	601,713	605,350	608,991	612,621	616,361		
(3) 減 価償却	753,148	739,161	746,243	743,938	750,862	775,793	785,863	794,486	797,601	802,869	807,640	812,627			
2. 営業 的支出	105,274	101,524	105,104	98,725	94,922	98,155	102,184	106,005	102,641	99,363	95,740	92,674			
(1) 支 払利息	102,895	101,524	105,104	98,725	94,922	98,155	102,184	106,005	102,641	99,363	95,740	92,674			
(2) そ の他	2,379														
支出計	1,392,402	1,519,850	1,474,101	1,469,225	1,476,250	1,508,358	1,526,534	1,553,232	1,557,679	1,564,384	1,570,247	1,577,028			
經常損 益	(C)-(D)	160,944	97,005	118,118	117,680	104,135	80,776	64,102	40,235	34,284	28,343	41,082	52,713		
特別 利益	(F)	7,025	6,963												
特別 損失	(G)		10												
特別 損益	(F)-(G)	7,025	6,953												
当年度純 利益(又は 純損失)	(E)+(H)	167,969	103,958	118,118	117,680	104,135	80,776	64,102	40,235	34,284	28,343	41,082	52,713		
繰越利益 剰余金又は 累積欠損金	(I)			80,959	146,582	233,100	310,747	374,849	378,184	369,873	366,489	368,038	383,128		
営業収 益-受託工 事収益	(A)-(B)	1,110,542	1,205,898	1,187,640	1,183,024	1,175,372	1,173,079	1,173,551	1,176,264	1,175,368	1,175,740	1,193,134	1,210,648		

表3-2 収支計画(2/2) (公共下水道事業)

(単位：千円)

区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕 見込	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
1. 企業 うち資本費平準化債 債	500,600	573,500	573,500	275,700	229,200	727,000	771,900	746,000	227,100	223,600	184,700	218,800	197,600
2. 他会計出資金	107,000												
3. 他会計補助金	86,792	84,315	84,315	80,042	72,427	65,129	57,489	47,457	43,895	34,547	26,143	18,311	12,730
4. 他会計負担金						22,266	25,183	25,617	2,025				
5. 他会計借入金													
6. 国(都道府県)補助金	46,362	63,000	63,000	94,000	95,488	207,644	161,120	56,450	58,723	58,386	60,833	72,596	63,014
7. 固定資産売却代金													
8. 工事負担金	66,349	49,295	49,295	16,026	20,808	21,224	21,648	22,080	22,522	22,972	23,432	23,900	24,378
9. その他	885	3,429	3,429	7,426									
計 (A)	700,988	773,539	773,539	473,194	417,923	1,043,263	1,037,340	897,604	354,265	339,505	295,108	333,607	297,722
(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額 (B)													
計 (C)	700,988	773,539	773,539	473,194	417,923	1,043,263	1,037,340	897,604	354,265	339,505	295,108	333,607	297,722
1. 建設改良費	366,131	700,840	700,840	426,816	398,426	1,039,929	1,041,139	908,082	360,949	360,198	320,289	371,067	339,183
うち職員給与費	22,401	28,161	28,161	27,423	27,468	28,017	28,576	29,147	29,730	30,324	30,931	31,549	32,180
2. 企業債償還金	481,717	469,514	469,514	468,338	453,847	456,800	453,087	440,593	448,494	443,669	429,174	431,681	427,746
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他	1	200	200										
計 (D)	847,849	1,170,554	1,170,554	895,154	852,273	1,496,729	1,494,226	1,348,675	809,443	803,867	749,463	802,748	766,929
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)-(C)	146,861	397,015	397,015	421,960	434,350	453,466	456,886	451,071	455,178	464,362	454,355	469,141	469,207
1. 損益勘定留保資金	121,810	343,511	343,511	356,002	356,644	362,116	375,723	375,657	392,850	396,418	401,171	404,647	408,695
2. 利益剰余金処分額				37,159	52,057	17,617	3,129		36,900	42,595	31,727	39,533	37,622
3. 繰越工事資金													
4. その他	25,051	53,504	53,504	28,799	25,649	73,733	78,034	75,414	25,428	25,349	21,457	24,961	22,890
計 (F)	146,861	397,015	397,015	421,960	434,350	453,466	456,886	451,071	455,178	464,362	454,355	469,141	469,207
補填財源 (E)-(F)				△ 0	0	0	△ 0	△ 0	0	△ 0	△ 0	△ 0	0
他会計借入金残高 (G)													
計 (H)	7,870,023	7,974,009	7,974,009	7,781,371	7,556,724	7,826,924	8,145,737	8,451,144	8,229,750	8,009,681	7,765,207	7,552,326	7,322,180

(単位：千円)

○他会計繰入金

区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕 見込	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
収益的収支分	143,974	134,073	134,073	131,761	127,677	117,981	113,675	112,171	112,065	108,359	105,936	120,598	135,410
うち基準内繰入金	143,974	134,073	134,073	131,761	127,677	117,981	113,675	112,171	112,065	108,359	105,936	120,598	135,410
うち基準外繰入金													
資本的収支分	86,792	84,315	84,315	80,042	72,427	87,395	82,672	73,074	45,920	34,547	26,143	18,311	12,730
うち基準内繰入金	86,792	84,315	84,315	80,042	72,427	87,395	82,672	73,074	45,920	34,547	26,143	18,311	12,730
うち基準外繰入金													
合計	230,766	218,388	218,388	211,803	200,104	205,376	196,347	185,245	157,985	142,906	132,079	138,909	148,140

表3-3 収支計画(1/2) (農業集落排水事業)

(単位：千円，%)

区	分	年	度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (見込)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
							2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
収	益	的	1. 営業	8,850	8,850	8,850	8,826	8,858	8,890	8,923	8,956	9,006	9,056	9,106	9,156	9,206	
			(1) 料	8,850	8,850	8,850	8,826	8,858	8,890	8,923	8,956	9,006	9,056	9,106	9,156	9,206	
			(2) 受託工事														
収	益	的	2. 営業	26,805	26,805	26,805	25,724	26,114	26,301	26,570	26,875	27,167	27,475	27,719	28,006	28,330	
			(1) 補	14,299	14,299	14,299	13,201	13,278	13,434	13,672	13,945	14,204	14,479	14,689	14,956	15,245	
			(2) 長期前受金	12,506	12,506	12,501	12,523	12,836	12,867	12,898	12,930	12,963	12,996	13,030	13,050	13,085	
収	益	的	3. その他	17	17	17											
			収入	35,655	35,655	35,655	34,550	34,972	35,191	35,493	35,831	36,173	36,531	36,825	37,162	37,536	
			(C)	33,552	33,552	33,552	34,263	34,852	35,172	35,493	35,831	36,173	36,531	36,825	37,162	37,536	
収	益	的	1. 職員														
			(1) 給														
			(2) 費	12,965	12,965	12,965	13,659	13,935	14,224	14,514	14,820	15,129	15,454	15,777	16,102	16,441	
収	益	的	2. 経	2,252	2,830	2,830	2,249	2,302	2,356	2,412	2,471	2,534	2,600	2,667	2,735	2,805	
			(1) 力	2,197	3,029	3,029	2,241	2,285	2,331	2,377	2,426	2,473	2,525	2,575	2,625	2,679	
			(2) 繕														
支	出	支	3. 減	8,516	11,110	11,110	9,169	9,348	9,537	9,725	9,923	10,122	10,329	10,535	10,742	10,957	
			(1) 償	20,587	20,606	20,606	20,604	20,917	20,948	20,979	21,011	21,044	21,077	21,109	21,142	21,175	
			(2) 業	1,460	574	574	287	120	19								
支	出	支	1. 支	987	574	574	287	120	19								
			(1) 払	473	473	473											
			(2) その他														
支	出	支	支	35,012	38,149	38,149	34,550	34,972	35,191	35,493	36,173	36,531	36,825	37,162	37,536		
			(D)	643	643	643											
			(E)	49	49	49											
特	別	損	常														
			(C)-(D)														
			(F)														
特	別	損	別														
			(G)														
			(H)														
特	別	損	益	49	49	49											
			(F)-(G)														
			(H)														
特	別	損	益	692	692	692											
			(E)+(H)														
			(I)														
特	別	損	益	8,850	8,850	8,850	8,826	8,858	8,890	8,923	8,956	9,006	9,056	9,106	9,156	9,206	
			(A)-(B)														
			(M)														

表3-4 収支計画(2/2) (農業集落排水事業)

(単位：千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 {決算} {見込}	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
資本	1. 企業標準化債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	8,879	7,290	18,860	1,752	1,790	1,828	1,867	1,907	1,947	1,989	2,031	2,074
	4. 他会計負担金												
資本的収入	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	840	1,800	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	9. その他												
資本的収入	計 (A)	9,719	9,090	18,980	1,872	1,910	1,948	1,987	2,027	2,067	2,109	2,151	2,194
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
	純計 (A)-(B)	9,719	9,090	18,980	1,872	1,910	1,948	1,987	2,027	2,067	2,109	2,151	2,194
	1. 建設改良費	1,666	5,500	18,980	1,872	1,910	1,948	1,987	2,027	2,067	2,109	2,151	2,194
	うち職員給与費												
資本的支出	2. 企業債還金	16,132	12,695	7,217	5,501	1,849							
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他	1	18										
	計 (D)	17,799	18,213	26,197	7,373	3,759	1,948	1,987	2,027	2,067	2,109	2,151	2,194
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)													
補填財源	1. 損益勘定留保資金	8,005	8,105	5,383	5,342	1,686							
	2. 利益剰余金処分額	682											
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	75	336	1,714	159	163							
	計 (F)	8,080	9,123	7,097	5,501	1,849							
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)													
		27,262	14,567	7,350	1,849								

(単位：千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 {決算} {見込}	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
収益的収支分	うち基準内繰入金	14,299	17,634	13,201	13,278	13,434	13,672	13,945	14,204	14,479	14,689	14,956	15,245
	うち基準外繰入金	9,068	9,529	8,368	8,201	8,100	8,081	8,081	8,081	8,081	8,018	8,010	8,010
	うち基準外繰入金	5,231	8,105	4,833	5,077	5,334	5,591	5,864	6,123	6,398	6,671	6,946	7,235
資本的収支分	うち基準内繰入金	8,879	7,290	18,860	1,752	1,790	1,828	1,867	1,907	1,947	1,989	2,031	2,074
	うち基準外繰入金	188											
	うち基準外繰入金	8,691	7,290	18,860	1,752	1,790	1,828	1,867	1,907	1,947	1,989	2,031	2,074
合計		23,178	24,924	32,061	15,030	15,224	15,500	15,812	16,111	16,426	16,678	16,987	17,319

○他会計繰入金

## 第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略は策定して終わりではありません。今後も継続的に見直し、更新していくことが必要になります。

### 1. PDCA サイクルと OODA ループによるマネジメント

本経営戦略で掲げた計画や取組を確実に実施するために、PDCA サイクルに基づき、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action)を行います。

あわせて、計画的なPDCAに加え、社会情勢や企業活動をリアルタイムで観察し、迅速な経営判断を行うOODAループ(観察・情勢判断・意思決定・実行)を導入することで、変化に強い強靱な事業運営を推進します。

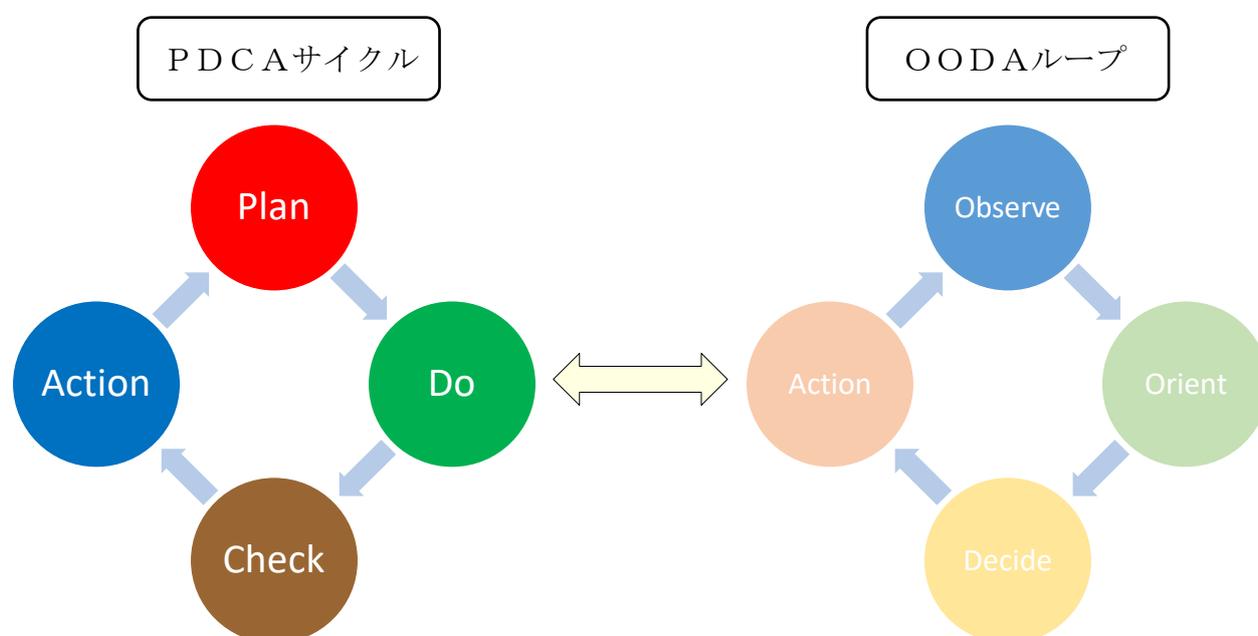


図 6-1 PDCA サイクル及び OODA ループ

### 2. 進捗管理と改定の周期

毎年度、進捗管理・検証を行い、投資・財政計画の実績や収支の乖離状況の把握に努め、5年毎に経営戦略の見直しを図っていきます。

### 3. 外部環境の変化への柔軟な対応

「菊陽町都市計画マスタープラン」をはじめとする上位計画との整合性を図るとともに、大規模な企業立地・開発事業など、町の様々な政策や社会情勢の変化に柔軟に対応することが不可欠です。

進行管理により新たに生じた重要な改善事項や、これらの施策の大幅な変更により経営戦略の修正が必要な場合は、5年の期間を待たず随時見直しを行います。

### 4. 組織連携の強化

経営戦略の見直しにあたっては、下水道課のみならず、町全体を通じて関係部局との連携を密にし、将来像を見据えた適切な経営判断を継続します。

## むすび

下水道施設は、生活環境の改善や浸水の防除など、町民の皆様の日常生活を支えるために欠かせない大切な財産です。

本町の下水道事業は、これまでの「整備を促進する時代」から、「今ある施設を適切に管理し、運営する時代」へと移り変わっています。一部の施設では整備から40年以上が経過し、老朽化への対応が喫緊の課題となる中、本経営戦略は、将来にわたってサービスを安定的に提供し続けるために策定しました。

今後は、ストックマネジメント計画に基づき、日々の点検や調査を着実に積み重ねることで、施設の延命化と投資の平準化を図ります。あわせて、業務フローの見直しやデジタル技術（DX）の活用により、維持管理や事務処理の効率化を進めていきます。また、農業集落排水事業の統合検討や官民連携（ウォーターPPP）といった民間活力の導入など、できることから一歩ずつ経営の健全化に取り組みます。

本町の経営における大きな特徴は、これまで積極的に推進してきた企業誘致を背景とした、活発な企業活動による「特定事業場からの安定した排水収入」にあります。このことが経営基盤の強固な下支えとなり、その余力を一般家庭の使用料負担の抑制という形で町民生活に還元できている点にあります。結果として、一般家庭の使用料については事業開始以来一度も値上げを行うことなく、県内でも低い単価水準を維持できております。

本町では、こうした強みを活かしつつ、計画的な「PDCA サイクル」と機動的な「OODA ループ」を併用した強靱なマネジメント体制により、変化する社会情勢に柔軟に対応します。

毎年度の収支を適切に管理することで、将来にわたり持続可能な下水道事業の運営に努め、この大切な財産を次世代へ確実に引き継いでまいります。

## 参考資料(用語集)

### 一般会計繰入金

一般会計から下水道事業会計へ繰入される資金のことです。

### ウォーターPPP

PPP/PFI 推進アクションプラン(令和 5 年改定版)にて打ち出された、公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]と管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5](新設)を併せた官民連携の形態の呼称です。

### 雨水

雨などの降水のことです。下水道で雨水を排除することで、浸水被害を防ぐことができます。

### 雨水調整池

雨水を一時的に貯めることによって、河川の流量が急激に増加しないよう調整する機能を持った施設のことです。

### 枝線

取付管(各家庭から流れてきた汚水を取り込む管)からの汚水を運ぶ下水道管のことです。

### 汚水

日常生活または生産活動などの事業に起因して生じる排水のことです。汚水には、水洗便所によるし尿、洗面、洗濯などの雑排水、工場、事業場から排出される工場排水が含まれます。

### 汚泥

下水処理場などで固液分離処理を行うことで発生する泥状物質の総称です。

## 改築

既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部(修繕に該当するものを除く)の再建設あるいは取替えを行うことです。

## 管渠

地中に埋設した排水管、または排水用の側溝のことです。家庭や工場などから発生する汚水を下水処理場に送ったり、雨水を排除する機能を持っています。

## 幹線

枝線からの汚水を取り込む大きな下水道管のことです。

## 供用開始

下水道の使用を開始することです。

## 企業債

建設改良等の財源として、国などから長期で借り入れる資金のことです。

## 基準内繰入金

一般会計繰入金のうち、雨水処理に係る経費など、一般会計において負担するものとされている経費にあてるため、一般会計から下水道事業会計に繰入される資金のことです。毎年国から「繰出基準」として経費負担のルールが通知されます。

## 基準外繰入金

一般会計繰入金のうち、資金不足を補填するためなどに繰入れる資金のことです。「繰出基準」に基づいていないものになります。

## 業務継続計画(BCP)

大規模な災害、事故、事件等で、職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、また、中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、実践的な災害対応の手順を表した計画です。

## 下水道普及率

町全体の人口のうち、下水道を使うことができる人口の割合です。

## 広域化・共同化

複数の処理区の統合や下水汚泥の共同処理、複数事業の管理の全部または一部を一体的に行う等の広域的な連携により事業運営基盤の強化を図ることです。

## 公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有するすべての公共施設などを対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画です。

## 公共用水域

水質汚濁防止法において、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」と定義されています。川や海など一般に考えられる水域のほか、終末処理場を設置している下水道を除くすべての溝渠(排水溝や側溝)や水路が公共用水域に該当します。

## 更新

標準的な耐用年数に達した施設の再建設あるいは取替えを行うことです。

## 資産維持費

使用料算定対象経費の一つです。将来の更新費用が新設当時と比較し増大することが見込まれる場合、使用者負担の基幹的公平などを確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分にかかるもの)として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するものです。

## 集落内開発制度

地域コミュニティの維持や活性化を目的として、用途や形態規制等の特定の基準を満たせば、市街化調整区域内においても、開発や建築が可能となる制度です。

## 処理区域内人口

下水処理が開始されている区域内における人口のことです。

## 水洗化人口

水洗便所を設置して汚水を処理している人口のことです。

## 水洗化率

処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合です。

## ストックマネジメント計画

目標とする明確なサービス基準を定め、施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて、施設を計画的かつ効率的に管理することです。

## 長寿命化

下水道施設等をできる限り長い期間にわたって使用するための取組のことです。

## 特定事業場

特定施設を設置している事業場のことです。

特定施設とは、排水の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設で、次の2種類が下水道法における特定施設となります(下水道法第11条の2)。

- (1) 水質汚濁防止法に規定する特定施設
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

## 包括的民間委託

受託した民間事業者が、創意工夫や専門技術の活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託することです。

## マンホールトイレシステム

マンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

## マンホールポンプ

地形的に自然勾配で流下させることが困難な区域の下水を排水するため、マンホール内に設置した小型水中ポンプにより揚水して排除する施設のことです。

## 流域関連公共下水道

流末を流域下水道へ接続している公共下水道のことです。

## 流域下水道

2 以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、事業主体は原則として都道府県です。本町の場合も、熊本市、合志市とともに県事業である「熊本北部流域下水道」へ接続しており、熊本市北区鶴羽田の熊本北部浄化センターにおいて汚水処理が行われています。

菊陽町下水道事業経営戦略  
(令和 8 年度～令和 17 年度)

令和 8 年 3 月策定

菊陽町都市整備部下水道課  
〒869-1192  
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地  
TEL : 096-232-2164 FAX : 096-232-5612